

『遺贈寄付ってなに？ ～遺言書作成ワークショップ～』

本年度は、遺贈寄付が社会にもたらす意義について、専門としている弁護士の先生からお話をお聞きし、寄付の仕組みを学ぶセミナーと、遺言書を単に書き上げるのではなく、ご自身の「想い」や人生の価値観を整理し、地域を支える「未来への贈り物」として遺贈寄付の考え方を体験できるワークショップを開催しました。

日 時:令和 8 年 9 月 13 日(日) 13:00～16:00

会 場:市民交流施設「ぷらっと」(A・B 会議室)

講 師:成田 騎信(なりた のりのぶ) 氏

(のっぽろ法律事務所 弁護士)



内 容:

●セミナー要旨

遺言書がなく法定相続人もいない場合、債務等の清算を経た残余財産が最終的に国庫へ帰属する仕組みについて説明があり、令和 6 年度の国庫帰属額が 1,292 億円に達し、相続財産清算人の選任申立ても年間約 7,000 件の水準にあることが紹介されました。

単身高齢世帯の増加、生涯未婚率の上昇及び少子化等を背景として相続人がいない事例が増える中、遺言書を作成することで、自分の財産を大切な人、地域又は団体へ託すことができることについてお話いただきました。

遺贈寄付は、遺言によって遺産の一部又は全部に関心のある団体や自治体へ贈る仕組みであり、少額又は割合による指定も可能である。寄付先を選ぶ際は、団体の目的、活動実績、情報公開、財務の透明性、相談窓口、受入実績及び専門家との連携体制を確認する必要がある。地方自治体や公的機関、認定 NPO 法人や公益法人、学校法人や大学、医療法人や社会福祉法人のほか、江別市内で活動する NPO や中間支援組織も寄付先の候補になるという説明がありました。

遺贈寄付を実現するためには、財産と本人の思いを整理し、寄付先へ事前に相談した上で、弁護士等の専門家に確認し、遺言執行者を指定して遺言書を作成することが重要である。特に不動産は、そのまま受け取れない団体があるため、遺言執行者が売却し、現金化した上で寄付する清算型遺贈を含め、受入団体と事前に調整する必要があるとのことでした。



●ワークショップ

ワークショップでは、遺言資料、遺言様式及び構成メモを使用し、仮に 1 億円の財産を保有しているとの設定で遺言書の案を作成しました。誰にどの財産を承継させるか、遺贈寄付をどのように組み込むか、どのような付言事項を残すかを整理し、遺言書の形式に沿って記入されていました。